

小松市地域公共交通計画策定調査業務 プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業 務 名

小松市地域公共交通計画策定調査業務

(2) 業務目的

現行の小松市における地域公共交通マスタープランである「こまつ地域交通プラン」が、令和7年度に計画最終年度となることから、これまでの地域公共交通事業に関する小松市の取り組みを総合的に検証し、現状における地域公共交通の課題や市民ニーズ、潜在的ニーズを把握するとともに、今後の小松市にとって望ましい適材適所で持続可能な地域公共交通を構築するため、次期の小松市地域公共交通計画を策定することを目的とするものです。

(3) 業務内容

別紙1「小松市地域公共交通計画策定調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 委託上限額

10,100,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 実施形式

公募型プロポーザルにより行います。

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を1者特定します。なお、本件の実施に関する事務は、下記5. (1)の担当部署が行います。

4. 参加資格

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- (2) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (3) 市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は決定

- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (5) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 小松市暴力団排除条例（平成 24 年小松市条例第 11 号）第 2 条に規定する暴力団及び同条例第 6 条に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (7) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 前 2 号に掲げるもののほか公共安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

5. 募集方法

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地 小松市役所 2 階
小松市地域公共交通活性化協議会事務局（行政管理部地域交通政策室内）
（担当名）西本・谷
電話 0761-24-8396 ファクス 0761-23-6404
電子メールアドレス kotsu-s@city.komatsu.lg.jp

(2) 参加表明・実施要領の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出してください。

ア 受付期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 25 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 実施要領等の配布場所及び参加表明の受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、小松市ホームページ内「プロポーザル情報」
(https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1011/proposal_info/index.html)からもダウンロードできます。

ウ 必要書類 各 1 部

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 地域公共交通計画策定調査業務類似業務の実績（様式 2）
- ③ 法人等の概要が分かる資料（パンフレット等）及び法人等組織図（受託業務担当部門が分かるもの）

※共同企業体で参加する場合は、共同企業体届出書兼委任状（様式 3）を 1 部提出すること。

④ 市税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類

※小松市における競争入札参加資格を有する場合又は小松市内に所在（本店、支店等）がなく納税義務を有していない場合は、④の書類の提出は省略することができます。

エ 提出先

上記 5. (1)の担当部署と同じ。

オ 提出方法

持参、メール又は郵送（受付期間内必着）

※メールの場合は、受信確認の電話を必ず行ってください。

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和 7 年 4 月 30 日（水）に参加資格確認結果通知書により結果を発送するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和 7 年 5 月 2 日（金）までに書面（任意様式）を持参、又は郵送により提出し、説明を求めることができます。

また、募集を行った結果、参加表明を行った者が 1 者であった場合は、本件手続きを中止することがあります。

6. 質問及び回答

(1) 参加資格に関する質問

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 8 日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 質問方法

質疑のある事業者は、参加資格に関する質問書（様式 4）を、上記 5. (1)の担当部署に提出してください。（メール又はファクス可、ただし着信確認の電話を行ってください。）

ウ 回答日時

令和 7 年 4 月 14 日（月）

エ 回答方法

上記 5. (2)イに記載の市ホームページに掲載し、個別回答はしません。

(2) 企画提案に関する質問

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 8 日（火）から令和 7 年 4 月 15 日（火）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 質問方法

質疑のある事業者は、企画提案に関する質問書（様式5）を上記(1)イの質問方法と同様に提出してください。

ウ 回答日時

令和7年4月21日（月）

エ 回答方法

上記6. (1)エの回答方法と同じ。

7. 企画提案書等の作成及び提出

上記5. (3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月14日（水）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(2) 必要書類

企画提案書一式 正本1部、副本10部

(3) 提出先

上記5. (1)の担当部署と同じ。

(4) 提出方法

持参、又は郵送（受付期間内必着）

(5) 企画提案書作成上の留意事項

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載してください。

イ 企画提案書は、以下の「ウ 企画提案書の構成」の各項目を満たし、上記1. (3)の業務内容を達成するために必要な業務推進方法や配慮すべき事項等について明記してください。また、人員体制を踏まえた内容としてください。

ウ 企画提案書の構成は、以下の各項目をもって構成するものとします。

- ① 企画提案書表紙（様式6）
- ② 企画提案書別紙（任意様式による企画提案内容説明書類）
- ③ 地域公共交通計画策定調査業務類似業務の実績（様式2）
- ④ 地域公共交通計画のアップデートに向けた既存計画の認識について（様式6-1）
- ⑤ 本市の公共交通についての課題がわかる写真（5枚程度）（様式任意）
- ⑥ 過去に作成に関わった地域公共交通計画（様式任意）
- ⑦ 業務実施体制調書（様式7）

- ⑧ 統括責任者予定者の業務実績等調書（様式 8）
- ⑨ 業務工程表（様式任意）
- ⑩ 自社 P R （提出任意・様式任意）
- ⑪ 参考見積書（様式 9）
- ⑫ 参考見積書内訳書（様式任意）
- ⑬ 参考見積書別添（提出任意・様式任意）
- ⑭ エ 企画提案書は、日本産業規格による A 4 縦型（A 3 の場合は折り込むこと）、
両面印刷、長辺綴じで作成し、総ページ数は表紙を含めて 30 ページ以内とします
（過去に作成に関わった地域公共交通計画は除きます。）

オ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないでください。

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等（以下「企画提案書等」という。）は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しません。ただし、情報開示請求があった場合は、下記 10. 情報の公表及び公開に記載のとおり、小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 7 年小松市条例第 1 号）に基づき取り扱うこととします。

イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

8. 審査方法

小松市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

(1) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等及び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価します。

(2) 審査（プレゼンテーション審査）

参加資格を満たす事業者の企画提案内容について、参加者による企画提案書に基づく概要説明のプレゼンテーション及び質疑応答を実施します。

ア 開催日時 令和 7 年 5 月 20 日（火）（予定）

イ 開催場所 小松市役所会議室（予定）

※ プレゼンテーション審査開催の詳細（出席者、実施時間、使用資料、使用機材及び開始時間等）は、別途対象となる事業者に通知します。なお、プレゼンテーションの順番は、参加表明の提出順とします。

ウ 審査項目及び評価基準

審査会において、次の審査項目により評価を行います。なお、本評価の合計点は、100点とします。

審査項目	項目		評価基準	評価点
	番号	内容		
業務実施体制	1	業務実績・実施体制	本業務の遂行のため、同種・類似業務の実績があり、必要な専門的知見・経験を有する人員が十分に配置されているか。	15
	2	スケジュール	実施スケジュールが現実的なものである、かつ柔軟な調整が可能なものであるか。	5
提案内容	3	関連計画の整理	本市の各種上位計画等と整合性が取れた提案となっているか。	10
	4	現状診断	人口情報、地域特性、交通特性、利用状況、潜在的ニーズ等の現状把握の方法がデータ等を有効に活用しており、エビデンスに基づいたものとなっているか。	20
	5	課題の整理	現状診断に基づく公共交通の課題整理の手法が提案されており、その手法が適切か	20
	6	マネジメント	本業務を主体的にリードし、進捗を管理することができるか。また、小松市からの本業務に関する相談への対応や助言等の支援を的確に実施することができるか。	10
	7	学識経験者、担当職員との調整	協議会及び部会の学識経験者、協議会担当者との円滑な調整、打ち合わせが可能であるか	10
価格評価	8	提案価格	本実施要領に基づく提案上限額の範囲内であり、他の提案価格との比較において優位性があるか。	10
合計				100

エ 採点基準

企画提案内容に関する審査では、各審査項目において、次に示す5段階により、評価、採点を行います。

評価段階	評価	採点
A	極めて評価が高い、非常に有効である	評価点×1.00
B	評価が高い、有効である	評価点×0.75
C	普通	評価点×0.50
D	やや評価が低い、あまり有効ではない	評価点×0.25

E	評価が低い、有効ではない	評価点×0.00
---	--------------	----------

(4) 選定方法

ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとします。

イ 上記アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとします。

ウ プレゼンテーション審査は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の受託候補者として特定します。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とします。

エ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。

オ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

(5) 最低基準

審査の受託候補者の特定に当たっては、事業者の企画提案における各委員の評価得点の平均値が50点（満点の5割）の最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しません。

9. 審査結果の通知・公表

審査（プレゼンテーション審査）結果

受託候補者特定後、審査の対象となった全ての事業者に対して、令和7年5月23日（金）（予定）に審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、非選定となった事業者は、その理由について令和7年5月28日（水）（予定）までに書面（任意様式）を持参、又は郵送により提出し、説明を求めることができます。

また、参加表明のあった事業者名、審査結果（特定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点、審査講評）について、上記5.(2)イに記載の市ホームページにおいて公表します。

10. 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成7年小松市条例第1号）に基づき、市政情報は原則公開としていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号に

において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記 5. (2)イに記載の市ホームページにおいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から 1 年間とします。

11. 実施日程

日時	内容
令和 7 年 4 月 1 日（火）	募集公告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始、 参加資格に関する質問受付開始 企画提案に関する質問受付開始 参加表明書の受付開始
4 月 8 日（火）	参加資格に関する質問受付期限（午後 5 時）
4 月 14 日（月）	参加資格に関する質問への回答
4 月 15 日（火）	企画提案に関する質問受付期限（午後 5 時）
4 月 21 日（月）	企画提案に関する質問への回答
4 月 22 日（火）	企画提案書の受付開始
4 月 25 日（金）	参加表明書提出期限（午後 5 時）
4 月 30 日（水）	参加資格確認結果の発送
5 月 2 日（金）	参加資格結果に対する質問受付期限（午後 5 時）
5 月 9 日（金）	参加資格結果に対する質問への回答
5 月 14 日（水）	企画提案書提出期限（午後 5 時）
5 月 20 日（火）（予定）	プロポーザル審査会（プレゼンテーション審査）
5 月 23 日（金）（予定）	プレゼンテーション審査に関する選定結果の通知
5 月 28 日（水）（予定）	プレゼンテーション審査に対する質問受付期限（午後 5 時）
6 月 4 日（水）（予定）	プレゼンテーション審査に対する質問への回答

12. その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

ア 提案は、1 事業者につき 1 件とします。

イ 本プロポーザルに関して提出された書類等（以下「提出書類等」という。）は、原則として追加・変更を認めません。ただし、市が認めた場合はこの限りではなく、市は提出書類等の追加提出・変更を求めることができますものとしてします。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。

エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがあります。

オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とします。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式10）を作成し、当該担当部署に提出してください。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とします。

- ア 上記4. の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではありません。
- ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合
- エ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- オ 参考見積書が見積限度額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合
- カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合
- キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約に関する事項

- ア 本プロポーザルは、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではありません。
- イ 受託候補者を特定後、双方協議の上、業務の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとします。
- ウ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとします。
- エ 受託候補者の特定以後に上記4. の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。

以上